

岩手県告示第137号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年3月11日から同月25日まで船越湾漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

令和7年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 発起人の住所及び氏名

（1） 下閉伊郡山田町船越第14地割34番地7 倉本 理

（2） 下閉伊郡山田町船越第6地割44番地25長林第3団地2710号 加賀 修

2 加入区 船越湾加入区

3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 船越湾漁業協同組合